

秋田市公設地方卸売市場 浄化槽施設修繕仕様書

1 目的

本修繕は、老朽化が著しい浄化槽施設内のタンク等の設備を修繕することにより、当該施設を安全に運用することを目的とし、実施するものである。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月25日まで

3 履行場所

秋田市外旭川字待合28番地

秋田市公設地方卸売市場内

4 修繕内容

浄化槽施設内の各種タンク、各種ポンプおよび関係配管ならびに送風機、電気および制御設備を新設し、既存設備を撤去すること。

なお、施設の処理能力が、修繕前より悪化しないようにすること。

5 提出書類

(1) 受託者は、修繕前に以下の書類を提出すること。

- ア 機器・材料製造者選定届
- イ 納入仕様書
- ウ 工程表
- エ 建設業許可証の写し
- オ 資格証の写し
- カ その他指示する書類

(2) 受託者は、修繕が完了したときは、以下の書類を提出すること。

- ア 機器完成図、取扱説明書
- イ 工事記録写真
- ウ 絶縁抵抗測定、電圧値測定記録
- エ 出荷証明書
- オ その他指示する書類

6 事前準備

受託者は、修繕の実施に先立ち、必要に応じて現地の状況および関連設備の調査を行い、修繕内容を十分に把握した上で着手すること。

7 現場管理および安全管理

- (1) 受託者は、当該設備の機能を保全するため、専門知識を有する技術者を派遣し、当該修繕に従事させること。
- (2) 受託者は、本修繕を行うに当たり、労働安全衛生法および関係法令を遵守すること。
- (3) 本修繕の作業日および作業時間は、平日や休日を問わず、午前9時から午後5時までを標準とする。ただし、施設側の業務遂行に支障がある場合は、担当者の許可を得て他の時間帯に行くこと。
- (4) 受託者は、修繕関連の物品について、修繕完了まで保安責任を負うものとする。
- (5) 業務中は、適切な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。
- (6) 修繕範囲外の機器設備および工作物に接近して作業する場合は、あらかじめ養生を行うなど、損傷を与えないよう保安上必要な措置を講ずること。
- (7) 使用する保護具、計器および工具類は、事前点検の上、正常であることを確認して作業の安全確保に努め、持ち込む電動工具については、事前に絶縁抵抗測定等を行い、事故防止に図ること。
- (8) 受託者は、作業が終了した際は、修繕写真（修繕前後）を添えて、業務完了報告書を提出すること。
- (9) 修繕内容について疑義が生じた場合は、担当者の指示に従うこと。

8 損害

受託者は、本修繕の実施によって施設に損壊等を及ぼした場合は、直ちに担当者へ報告するとともに必要な応急措置を講じ、受託者の負担で現状復旧すること。

また、第三者に損害を及ぼした場合は、受託者がその損害を賠償しなければならない。

9 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と協議し、定めるものとする。